

航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令 参照条文

目次

一	航空機燃料譲与税法（昭和四十七年四月一日法律第十三号）	一
二	航空機燃料譲与税法施行令（昭和四十七年五月四日政令第百六十七号）	五
三	空港法（昭和三十一年四月二十日法律第八十号）（抄）	六
四	空港法施行令（昭和三十一年七月十日政令第百三十二号）（抄）	十

○航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）

（航空機燃料譲与税）

第一条 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の規定による航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額とし、空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与するものとする。

2 前項の「空港関係市町村」とは、空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港若しくは同法第五条第一項に規定する地方管理空港又は国内航空に従事する航空機が使用する公共の飛行場として政令で定める飛行場をいう。以下同じ。）の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及びこれに隣接する市町村並びにその区域外に空港を設置している市町村で、総務大臣が指定するものをいい、前項の「空港関係都道府県」とは、当該市町村を包括する都道府県をいう。

（空港関係市町村に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準）

第二条 航空機燃料譲与税の五分の四に相当する額は、前条第一項の空港関係市町村（以下「空港関係市町村」という。）に対し、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める着陸料の収入額若しくは当該収入額をあん分した額又は世帯数にあん分して譲与するものとする。

- 一 空港の所在する市町村（その区域外に空港を設置している市町村を含む。） 当該空港において収納されるべき国内航空に従事する航空機に係る着陸料の収入額（一の空港につき当該市町村の数が二以上である場合にあつては、当該収入額を、空港の面積、空港に係る施設の所在の状況その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところによりあん分した額。以下次条までにおいて同じ。）
- 二 航空機の騒音が特に著しいと認められる空港で政令で定めるものに係る市町村 当該空港に係る航空機の騒音が特に著しい地区として総務省令で定める地区内の世帯数

2 前項の場合においては、同項の額の三分の一の額を同項第一号の着陸料の収入額で、他の三分の二の額を同項第二号の世帯数であん分するものとする。

3 第一項第一号の着陸料の収入額及び同項第二号の世帯数は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、空港の管理の態容、航空機の騒音により生ずる障害の程度その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより補正することができる。

(空港関係都道府県に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準)

第二条の二 航空機燃料譲与税の五分の一に相当する額は、第一条第一項の空港関係都道府県(以下「空港関係都道府県」という。)に對し、当該空港関係都道府県の区域内の空港関係市町村に係る前条第一項第一号の着陸料の収入額(同号の市町村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該着陸料の収入額の合計額)又は同項第二号の世帯数(同号の市町村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該世帯数の合計数)にあん分して譲与するものとする。

2 前項の場合においては、同項の額の三分の一の額を同項の着陸料の収入額又はその合計額で、他の三分の二の額を同項の世帯数又はその合計数であん分するものとする。

3 空港関係都道府県につき、その設置する空港があることその他の特別の事情がある場合には、当該空港関係都道府県に係る第一項の規定の適用については、当該空港関係都道府県の区域内の空港関係市町村に係る前条第一項第一号の着陸料の収入額又は同項第二号の世帯数を、当該特別の事情を参酌して総務省令で定めるところにより補正することができる。この場合においては、当該補正された収入額又は世帯数をもつて、同項第一号の着陸料の収入額又は同項第二号の世帯数とする。

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第三条 航空機燃料譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、第二条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ当

該下欄に定める額の五分の四に相当する額を、前条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ当該下欄に定める額の五分の一に相当する額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
九月	当該年度の初日の属する年の三月から八月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分之二に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分之二に相当する額

2 前項に規定する各譲与時期ごとに譲与することができなかった金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(譲与時期ごとの譲与額の計算)

第四条 各空港関係市町村及び空港関係都道府県に対する前条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき航空機燃料譲与税の額として前三条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各譲与時期ごとに譲与すべき航空機燃料譲与税の額とする。

(譲与額の算定に用いる資料の提出義務)

第五条 空港関係市町村の長及び空港関係都道府県の知事は、総務省令で定めるところにより、航空機燃料譲与税の額の算定に用いる資料を総務大臣に（空港関係市町村の長にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出しなければならない。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第六条 総務大臣は、航空機燃料譲与税を空港関係市町村及び空港関係都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該譲与時期において空港関係市町村及び空港関係都道府県に譲与すべき額とするものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第六条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 第一条第二項又は第二条第一項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 第二条第一項若しくは第三項、第二条の二第三項又は前条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 三 空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与すべき航空機燃料譲与税を譲与しようとするとき。

(航空機燃料譲与税の用途)

第七条 空港関係市町村及び空港関係都道府県は、譲与を受けた航空機燃料譲与税の総額を航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備その他の政令で定める空港対策に関する費用に充てなければならない。

○航空機燃料譲与税法施行令（昭和四十七年政令第六十七号）

（法第一条第二項の公共の飛行場）

第一条 航空機燃料譲与税法（以下「法」という。）第一条第二項に規定する国内航空に従事する航空機が使用する公共の飛行場として政令で定める飛行場は、千歳飛行場、札幌飛行場、三沢飛行場、百里飛行場、調布飛行場、小松飛行場、名古屋飛行場、但馬飛行場、美保飛行場、岡南飛行場、広島西飛行場、徳島飛行場、天草飛行場、大分県央飛行場及び枕崎飛行場とする。

（法第二条第一項第二号の航空機の騒音が特に著しいと認められる空港）

第二条 法第二条第一項第二号に規定する航空機の騒音が特に著しいと認められる空港で政令で定めるものは、千歳飛行場、新千歳空港、釧路空港、函館空港、三沢飛行場、花巻空港、仙台空港、山形空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、名古屋飛行場、大阪国際空港、美保飛行場、出雲空港、徳島飛行場、松山空港、高知空港、福岡空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港及び那覇空港とする。

（法第七条の空港対策）

第三条 法第七条に規定する政令で定める空港対策は、次に掲げるものとする。

- 一 航空機による騒音等により生ずる障害の防止
- 二 市町村又は都道府県が設置し、又は管理する空港の整備及び維持管理
- 三 空港に関連する上下水道、排水施設、清掃施設、道路、河川、駐車場及び公園の整備
- 四 空港又は航空機の災害に備えるため、空港又はその周辺に配置される消防施設の整備

○空港法（昭和三十一年法律第八十号）抄

（目的）

第一条 この法律は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「空港」とは、公共の用に供する飛行場（附則第二条第一項の政令で定める飛行場を除く。）をいう。

（空港の設置及び管理に関する基本方針）

第三条 国土交通大臣は、空港の設置及び管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空港の設置及び管理の意義及び目標に関する事項
- 二 空港の整備に関する基本的な事項
- 三 空港の運営に関する基本的な事項
- 四 空港とその周辺の地域との連携の確保に関する基本的な事項
- 五 空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項

六 地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する空港相互間の連携の確保に関する基本的な事項

七 前各号に掲げるもののほか、空港の設置及び管理に関する基本的な事項

3 基本方針は、空港の設置及び管理を行う者（以下「空港管理者」という。）、国、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の相互の密接な連携及び協力の下に、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行い、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、交通政策審議会の意見を聴くものとする。ただし、交通政策審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

5 関係地方公共団体は、基本方針に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

6 国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の設置及び管理）

第四条 次に掲げる空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理する。

- 一 成田国際空港
- 二 東京国際空港
- 三 中部国際空港
- 四 関西国際空港
- 五 大阪国際空港
- 六 前各号に掲げるもののほか、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港として政令で定めるもの

- 2 前項第一号から第五号までに掲げる空港の位置は政令で定め、同項第六号の政令においては、空港の名称及び位置を明らかにするものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は成田国際空港株式会社、関西国際空港及び大阪国際空港は新関西国際空港株式会社がそれぞれ設置し、及び管理する。
- 4 第一項の規定にかかわらず、中部国際空港は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第四条第一項の規定による指定があつたときは、当該指定を受けた者が設置し、及び管理する。

（国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港の設置及び管理）

- 第五條 前条第一項各号に掲げる空港以外の空港であつて、国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たすものとして政令で定める空港（以下「地方管理空港」という。）は、政令で定める関係地方公共団体が協議して定める地方公共団体が設置し、及び管理する。
- 2 前項の空港を定める政令においては、空港の名称及び位置を明らかにするものとする。
 - 3 第一項の規定による協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
 - 4 国土交通大臣は、第一項の規定による協議につき、必要があると認めるときは、関係地方公共団体の申請によりあつせんすることができる。

第六条く第四十四条 略

附 則 抄

第一条 略

(共用空港における基本方針等)

第二条 国土交通大臣は、当分の間、基本方針において、第三条第二項各号に掲げるもののほか、共用空港（自衛隊の設置する飛行場及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第四項（三）の規定に基づき日本政府又は日本国民が使用する飛行場であつて公共の用に供するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する一般公衆の便益の増進に関する事項を定めるものとする。

2 前項の政令においては、共用空港の名称及び位置を明らかにするものとする。

○空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号） 抄

（空港）

第一条 空港法（昭和三十一年法律第八十号。以下「法」という。）第四条第一項第一号から第五号までに掲げる空港の位置は、それぞれ別表第一の位置の欄に掲げるとおりとする。

2 法第四条第一項第六号に掲げる空港の名称及び位置は、別表第二のとおりとする。

3 法第五条第一項に規定する地方管理空港の名称及び位置は、別表第三のとおりとする。

（地方管理空港についての関係地方公共団体の範囲）

第二条 法第五条第一項の政令で定める関係地方公共団体は、次のとおりとする。

一 当該空港の存する都道府県及び市町村

二 当該空港の利用について重大な利害関係を有する都道府県及び市町村

2 前項第二号に規定する都道府県及び市町村の範囲は、当該空港の存する都道府県の都道府県知事が認定するものとする。

第三条（第九条略）

附則抄

第一条略

第二条 法附則第二条第一項の政令で定める飛行場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
札幌飛行場	北海道札幌市
千歳飛行場	北海道千歳市
三沢飛行場	青森県三沢市
百里飛行場	茨城県小美玉市
小松飛行場	石川県小松市
美保飛行場	鳥取県境港市
岩国飛行場	山口県岩国市
徳島飛行場	徳島県板野郡松茂町

(自衛隊共用空港)

第三条 法附則第三条第一項の政令で定める共用空港は、札幌飛行場、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場とする。

2 第四条及び第五条の規定は、自衛隊共用空港について準用する。この場合において、第四条中「法第九条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第九条第一項」と、同条第六号中「法第六条第一項若しくは第八条第一項に規定する工事又は同条第四項の規定による国の補助に係る工事」とあるのは「法附則第三条第一項に規定する工事」と、第五条中「法第九条第一項若しくは第十条第一項に規定する災害復旧工事又は同条第三項の規定による国の補助に係る災害復旧工事」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第九条第一項に規定する災害復旧工事」と読み替えるものとする。

3 国は、北海道の区域内の自衛隊共用空港に関しては、法附則第三条第一項に規定する工事に要する費用の百分の八十五を負担する。

別表第一（第一条関係）

名称	位置
成田国際空港	千葉県成田市
東京国際空港	東京都大田区
中部国際空港	愛知県常滑市
関西国際空港	大阪府泉南郡田尻町
大阪国際空港	兵庫県伊丹市

別表第二（第一条関係）

名称	位置
新千歳空港	北海道千歳市
旭川空港	北海道上川郡東神楽町
稚内空港	北海道稚内市
釧路空港	北海道釧路市

鹿兒島空港	宮崎空港	大分空港	熊本空港	長崎空港	北九州空港	福岡空港	高知空港	松山空港	高松空港	山口宇部空港	広島空港	新潟空港	山形空港	秋田空港	仙台空港	函館空港	帯広空港
鹿兒島県霧島市	宮崎県宮崎市	大分県国東市	熊本県菊池郡菊陽町	長崎県大村市	福岡県北九州市	福岡県福岡市	高知県南国市	愛媛県松山市	香川県高松市	山口県宇部市	広島県三原市	新潟県新潟市	山形県東根市	秋田県秋田市	宮城県名取市	北海道函館市	北海道帯広市

那覇空港

沖縄県那覇市

別表第三（第一条関係）

名称	位置
利尻空港	北海道利尻郡利尻富士町
礼文空港	北海道礼文郡礼文町
奥尻空港	北海道奥尻郡奥尻町
中標津空港	北海道標津郡中標津町
紋別空港	北海道紋別市
女満別空港	北海道網走郡大空町
青森空港	青森県青森市
花巻空港	岩手県花巻市
大館能代空港	秋田県北秋田市
庄内空港	山形県酒田市
福島空港	福島県石川郡玉川村
大島空港	東京都大島支庁管内大島町
新島空港	東京都大島支庁管内新島村

神津島空港	東京都大島支庁管内神津島村
三宅島空港	東京都三宅支庁管内三宅村
八丈島空港	東京都八丈支庁管内八丈町
佐渡空港	新潟県佐渡市
富山空港	富山県富山市
能登空港	石川県鳳珠郡穴水町
福井空港	福井県坂井市
松本空港	長野県松本市
静岡空港	静岡県牧之原市
神戸空港	兵庫県神戸市
南紀白浜空港	和歌山県西牟婁郡白浜町
鳥取空港	鳥取県鳥取市
隠岐空港	島根県隠岐郡隠岐の島町
出雲空港	島根県簸川郡斐川町
石見空港	島根県益田市
岡山空港	岡山県岡山市
佐賀空港	佐賀県佐賀市
対馬空港	長崎県対馬市

宮古空港	沖繩県宮古島市平良
伊江島空港	沖繩県国頭郡伊江村
北大東空港	沖繩県島尻郡北大東村
南大東空港	沖繩県島尻郡南大東村
慶良間空港	沖繩県島尻郡座間味村
久米島空港	沖繩県島尻郡久米島町
栗国空港	沖繩県島尻郡栗国村
与論空港	鹿児島県大島郡与論町
冲永良部空港	鹿児島県大島郡和泊町
徳之島空港	鹿児島県大島郡天城町
喜界空港	鹿児島県大島郡喜界町
奄美空港	鹿児島県奄美市
屋久島空港	鹿児島県熊毛郡屋久島町
種子島空港	鹿児島県熊毛郡中種子町
老岐空港	長崎県老岐市
上五島空港	長崎県南松浦郡新上五島町
福江空港	長崎県五島市
小値賀空港	長崎県北松浦郡小値賀町

与那国空港	波照間空港	新石垣空港	多良間空港	下地島空港
沖縄県八重山郡与那国町	沖縄県八重山郡竹富町	沖縄県石垣市	沖縄県宮古郡多良間村	沖縄県宮古島市伊良部